

# 令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務 委託仕様書

本仕様書は、愛媛県（以下「委託者」という。）が委託する令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

## 1 委託業務名

令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」運営業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 3 業務の目的

「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、令和3年度からスタートし、本県ならではの特色ある取組みとして定着した、県内全ての小中学校をオンラインで接続する県内一斉ライブ授業（以下「ライブ授業」という。）に、「人とよりよい関係を築く力」の視点（＝考え方）をプラスして実施することで、えひめの子どもたちによるいじめの起こりにくい学校づくりを、社会総ぐるみで一層推進するとともに、県全体への普及啓発及びサポート体制の構築を図ることを目的とする。

## 4 委託業務内容

### (1) ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」の開催

区分	主な業務内容等
概要	県内の小学校6年生と中学校1年生を対象に、いじめの起こりにくい学校づくりについて、県内で一斉に考え・議論し・体験する子ども主体のライブ授業を開催することとし、その様子を動画配信サイト「YouTube」等を活用し、ライブ配信する。
開催日・会場等	○開催日 令和8年11月20日（金）14:00～15:30（90分間） ○主会場（ライブ授業配信拠点） 五十崎自治センター（※予約済） ○センター校（取材を受けたり、ライブ授業で提言を行ったりする学校） ・内子町内の小中学校各1校 合計2校（※県教育委員会が選定） ○リモート校（主会場とオンラインで接続し双方向で意見交換を行う学校） ・東予と中予の小中学校各2校 合計4校（※県教育委員会が選定） ○サテライト校（主会場からのライブ授業を視聴する学校） ・県内全ての小中学校 およそ400校
テーマ	◎「思い、伝える 気持ち、受け取る」 （テーマ設定の理由） 令和7年度「えひめいじめSTOP!デイplus」に参加した児童生徒からいじめの起こりにくい学校にするためには、「自分にとっての『普通』や『基準』

	<p>を押し付けないこと』『認めること』『許し合うこと』が大切」「考えてから発言すること」が大切だという意見が出された。</p> <p>これらの意見を踏まえ、令和8年度は、自分の思いを適切に伝えたり、相手の気持ちを適切に受け止めたりするにはどうすればよいかということをも具体的・多角的に考えさせることで、いじめ防止・対応の両観点から考えさせる取組を展開したい。</p> <p>また、いじめの起こる背景には、「人間関係」が影響していることにも触れさせ、人とよりよく関わることがいじめの起こりにくい学校づくりにつながるということを実感させ、いじめ問題に強く立ち向かう態度を育成する。</p>				
<p><b>出演者の選定・調整</b></p>	<p>○ライブ授業のための司会者、講師を選定すること。</p> <table border="1" data-bbox="411 607 1394 1021"> <tr> <td data-bbox="411 607 544 792">司会者</td> <td data-bbox="544 607 1394 792"> <p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 792 544 1021">講師</td> <td data-bbox="544 792 1394 1021"> <p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。</li> <li>・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。</li> </ul> <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p> </td> </tr> </table> <p>○人選については、児童生徒の関心や意欲を喚起することができる人材を受託者にて選定し、準備から開催までのスケジュール調整、関係機関・出演者等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理、出演者のアテンド（接待）等、全ての業務運営を委託者と協議の上行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。</p> <p>○出演については、ライブ授業当日、アーカイブ配信について調整を図ること。</p> <p>○出演者（児童生徒以外）の昼食、謝金・旅費の手配及び支払いは、受託者が行うこと。</p>	司会者	<p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p>	講師	<p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。</li> <li>・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。</li> </ul> <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p>
司会者	<p>会場やリモート先の児童生徒の生の声を受け止めながら、いじめ防止の観点からライブ授業を総合的に進行できる司会者を選定すること。</p> <p>必要に応じてアシスタント等を適宜配置すること。</p>				
講師	<p>次の要件を満たす講師1名選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題と人間関係づくりをつなげて講話ができる者。</li> <li>・児童生徒の話合い活動を効果的に取り仕切り、スムーズな話合い活動を展開できるスキルをもつ者。</li> </ul> <p>なお、講師は、原則としてライブ会場に出演すること。</p>				
<p><b>ポスター作成</b></p>	<p>○ライブ授業の開催を周知するポスターを作成すること。</p> <p>ア デザイン企画（1案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3業務の目的」に記載のとおり、ライブ授業を児童生徒及び教育関係者に広く周知するために、児童生徒が「参加したい」と前向きな気持ちになれるデザイン・メッセージを盛り込んだものにする。</li> <li>・受託者は、企画提案書にデザイン案を1案示すものとする。委託者が明らかに内容の適切さを欠くと判断するときは、双方協議の上、受託者は速やかに代替案を提出するものとする。また、委託者県が採用した案の一部の修正が必要と認めるときは、修正を行うものとする。</li> </ul> <p>（デザインに含む要素）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイplus」</li> <li>・愛顔<small>えがお</small>つながる日</li> <li>・テーマ 「思い、伝える 気持ち、受け取る」</li> <li>・対象：県内全ての小6・中1の児童生徒</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時：令和8年11月20日（金）14：00～15：30</li> <li>・アーカイブ配信の告知</li> <li>・児童生徒をやる気にさせるメッセージ</li> <li>・愛媛県教育委員会</li> </ul> <p>イ ポスター仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格：B2判、片面、フルカラー</li> <li>・用紙等：コート紙135kg</li> <li>・その他：可能な限りグリーン購入に基づく用紙の使用、印刷に努めること</li> </ul> <p>ウ 納入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入：各市町教育委員会（20カ所）へ直送 （残りは愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課へ納品）</li> <li>・納入期日：6月30日（火）</li> </ul> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDFデータは、高解像度（保管用）と低解像度（ホームページ掲載用）の2種類をDVD-R等電子媒体により提出すること。</li> </ul>								
<p><b>事前取材</b></p>	<p>○県教委が実施する事前授業に帯同し、様子の取材を行う。事前授業の内容については、当日のライブ授業の内容に反映させること。</p>								
<p><b>当日</b> <b>11/20</b> <b>（金）</b></p>	<p>○効果的な演出 参加者及び参観者の心を揺さぶる発信力のある演出を工夫すること。 特に、サテライト校の児童生徒が、視聴に偏らず、参加を実感できるよう、児童生徒がタブレットで意見表明したり、各会場で体験的な活動に取り組んだりするなど、効果的な手法を提案すること。</p> <p>○ライブ授業の例 開会及び閉会時刻の設定を除き、時間帯及び内容は一例であるため、民間事業者の有する知見や技術を活かして、児童生徒に興味関心を抱かせ、児童生徒一人ひとりがいじめの問題に主体的に取り組もうとする意欲を高められるよう、提案者独自の発想でより効果が高くなると見込まれる内容等を企画して提案すること。</p> <table border="1" data-bbox="416 1512 1390 1832"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">14：00</td> <td>開会</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター校からの問題提起</li> <li>・講師によるワークショップ</li> <li>・センター校、リモート校による意見交換</li> <li>・振り返り、まとめ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> <tr> <td>閉会</td> </tr> <tr> <td>15：30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※休憩を含むこと。</p> <p>○手話通訳 手話通訳を配置すること。また、アーカイブ配信の映像にも手話通訳をつけること。</p> <p>○人員配置</p>	時刻	内容	14：00	開会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター校からの問題提起</li> <li>・講師によるワークショップ</li> <li>・センター校、リモート校による意見交換</li> <li>・振り返り、まとめ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	閉会	15：30	
時刻	内容								
14：00	開会								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター校からの問題提起</li> <li>・講師によるワークショップ</li> <li>・センター校、リモート校による意見交換</li> <li>・振り返り、まとめ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>								
	閉会								
15：30									

	会場には運営に要する人員を適切に配置すること。特に、会場への誘導について、事故等トラブルがないよう人員を配置すること。
会場の設営・撤去等	<p>&lt;会場・機器の設置等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主会場の利用料及び付属施設使用料、その開催に必要な設備等の使用料の支払を行うこと。</li> <li>・主会場のインターネット環境整備に係る手続を行い、代金を支払うこと。</li> <li>・主会場の装飾については、「えひめいじめSTOP! デイplus」を活用して、全体の統一感に留意し、明るい基調の装飾を施すこと。</li> <li>・主会場の運営の実施に必要な機器（パソコン、カメラ機器、集音マイク、照明等）の手配、Webへの接続・調整、機器の調達・設置・撤去を実施すること。</li> <li>・リモート校の運営の実施に必要な機器（カメラ機器、マイク、照明等）の手配、主会場との接続・調整、機器の調達・設置・撤去を実施すること。</li> <li>・各会場の機器の調達・配置等に係る「設置機器配置図」を作成し、委託者に提出すること。</li> </ul> <p>&lt;会場に係る補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主会場は、「えひめいじめSTOP! デイplus」の前日（11月19日）から当日（11月20日）まで利用できる。</li> <li>・出演者の休憩スペース、県・受託者用ミーティングスペース等を調整すること。</li> <li>・会場使用料は、減免措置により不要。</li> </ul>
進行台本の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライブ授業をスムーズに進行できるように、進行台本及び運営マニュアルを作成し、委託者と調整の上、進行内容等を決定すること。なお、センター校の児童生徒のタイムスケジュールについても、委託者と協議の上決定すること。</li> <li>○オンラインで参加する学校向けに、ライブ授業のタイムスケジュールや内容が分かる教師用マニュアルを作成すること。</li> </ul>
ライブ授業の録画及びアーカイブ配信	○後日、アーカイブ配信するために、ライブ授業の録画を実施すること。
独自提案	○ 自社の強みを生かした独自の提案があれば、企画書に示すこと。

## (2) アーカイブ配信

区分	主な業務内容等
概要	家庭や地域でいじめの問題について話し合う機会につなげ、県全体でいじめの未然防止に向けた関心を高めるため、自社のYouTubeチャンネルを用いて、当日のライブ授業の様子を配信する。
配信期間	○令和8年12月上旬から一定期間行うこと。なお、配信期間等の詳細については、委託者と受託者で協議の上、決定する。
配信計画及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として、ライブ授業当日の配信映像を自社のYouTubeチャンネル等を使って配信する。</li> <li>○ただし、県民や当日参加できなかった児童生徒が、ライブ授業の様子を適</li> </ul>

	切に、正確に理解できるようにするための映像の切り取り、テロップの追加等、必要最小限の編集作業は行うこととする。 ○詳細については、委託者と受託者で協議し、配信する。
肖像権	○出演者等の肖像権、著作権等に関する調査を行い、YouTube等映像媒体への掲載の同意もあらかじめ得ること。
配信広報	○番組を広く県民に周知するために効果的なプロモーションを行うこととする。 (主な例) 新聞広告、CM、Webサイト、SNS等、広報活動で有効なものがあれば、委託者と協議した上で実施すること。
取材に対する謝金	○謝金等が発生した場合、受託者が支払うこと。

## 5 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに受託者が提案した企画提案書をもとに事業実施内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書第7条に定める「事業計画書」を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、委託事業を完了したときは、遅滞なく委託契約書第10条に基づく「実績報告書」を作成し、提出すること。報告書には、当日の写真等を掲載すること。併せて、成果物として、ライブ授業の様子（当日・アーカイブ配信）を収めたDVD-R等を電子媒体により提出すること。なお、成果物の形式は、DVDドライブ付PCやYouTubeで再生可能なものとする。
- (3) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 6 再委託の可否

受託者は、委託契約書第6条第1項ただし書の場合においては、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を明記の上、事前に書面により申請し、委託者の承認を得なければならない。

## 7 留意事項

### (1) 委託料

委託料には、次の費用を含む。

- ・事前取材を含む企画構成演出費
- ・オンライン中継費（主会場のインターネット環境整備に係る費用含む。）
- ・司会者、講師の謝礼及び交通費、スタッフの人件費、出演者の昼食（児童生徒を除く）
- ・ポスター制作・郵送費
- ~~・会場使用料（2日間・音響・照明等備品使用料及び会議室使用料含む。）~~
- ・看板、パネル等作成費
- ・必要とする資材、機材等の使用料及び運搬費
- ・アーカイブ配信に係る費用

### (2) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は、原則として委託者に帰属する。

(3) 著作権の取扱い

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、これらが無償で二次利用できるものとする。

(4) 権利関係の処理

ア 広告物等に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの意義申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(5) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務とする。